

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に
当たるときは、
その翌日)

目次
◇ 告 示 計量器の定期検査の実施
解除予定の保安林(三件)

◇ 正 誤 昭和五十年六月鳥取県告示第五百五十三号中訂正
昭和五十年六月二十七日付鳥取県公報中訂正

告 示

鳥取県告示第六百二十一号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百四十条の規定に基づき、倉吉市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

昭和五十年七月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 計量法第四百二十二条各号に掲げる計量器

実施期間

昭和五十年八月二十五日から

昭和五十一年三月三十一日まで

実施場所

当該計量器の所在の場所

二 計量法第四百二十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

検査期日

検査時間

実施区域

検査場所

八月二十五日

午前十時から
午後三時まで

倉吉市

倉吉市役所

” 二十六日

”

”

”

” 二十七日

”

”

倉吉福祉会館

” 二十八日

”

”

”

” 二十九日

”

”

計量器所在場所

九月 八日

”

”

倉吉市役所

鳥取県告示第六百二十二号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十年七月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字篠坂字長途四七一の三

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

鉄道用地とするため

鳥取県告示第六百二十三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十年七月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字大呂字滝ヶ谷一〇七〇、一〇七五、一〇七六（以上

三筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

頁 四

行 終わりから六

誤 " 六六 "

正 " 六五 "

美保農業協同組合

吉成五一〇

同 上

稲葉販売所

卯垣三四一五

鳥取県告示第六百二十四号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十年七月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町本郷字岩田奥一八五四（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

正 誤

昭和五十年六月鳥取県告示第五百五十三号（小売販売業者甲及び卸売販売業者の業者登録について）中次の箇所を誤りがあったので、訂正する。

卯垣三四一五

昭和五十年六月二十七日付鳥取県公報第四千六百五十八号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段

誤

十 上

9時から	倉吉市巖城 中部総合事務所講堂	倉吉市、関金町、東郷町、泊村及び三朝町に住所を有する者
------	--------------------	-----------------------------

正

9時から	倉吉市巖城 中部総合事務所講堂	倉吉市、東郷町及び関金町に住所を有する者
------	--------------------	----------------------